

指定廃棄物の最終処分場建設候補地の選定手順の改善等を  
求める意見書

昨年3月の福島第一原子力発電所事故によって大気中に放出された放射性物質により汚染されたごみ焼却灰や浄水発生土、下水汚泥等が発生し、この処理が懸案となっている。

放射性物質で汚染された廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）では、8,000ベクレル/キログラム以上の廃棄物を「指定廃棄物」とし、国の責任において処分することを定めている。

また、同法に基づく基本方針では、「指定廃棄物」の最終処分地をそれぞれが排出された都道府県内に設けることとしており、本年9月、国は栃木県矢板市と茨城県高萩市の国有林野を「指定廃棄物」の最終処分場の候補地として選定し、両市に通告した。しかしながら、事前の選定プロセスの段階から国からの説明が一切無い中での通告であったこと、環境への影響、風評被害等が懸念されることから、両市は国に対して計画への反対を表明している。

よって、国においては、「指定廃棄物」の最終処分場の候補地選定にかかる説明責任を果たすとともに、懸念される環境の汚染や人の健康への影響、風評被害等への対策に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長		殿
参議院議長	平 田 健 二	殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦	殿
環 境 大 臣	長 浜 博 行	殿
総 務 大 臣	樽 床 伸 二	殿
内閣官房長官	藤 村	修 殿